

| | | |
|---------|--|-------------------------------|
| 75 | 福祉保健局 | 危険ドラッグの排除を目指した規制・監視指導・普及啓発の強化 |
| 事業概要 | <p>○若者を中心に乱用が拡大している危険ドラッグの根絶を図る。</p> <p>○薬物の乱用から青少年をはじめとする都民の健康と安全を守るとともに、都民が平穏かつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図る。</p> | |
| これまでの経過 | <p>○平成16年度 国に先駆け「東京都薬物の濫用防止に関する条例」（以下「都条例」という。）を制定。平成17年度から施行。知事指定薬物制度等を盛り込み規制・取締りを強化</p> <p>○平成19年度 国が薬事法を改正し、指定薬物制度を導入</p> <p>○平成25年度 国の「第4次薬物乱用防止五か年戦略」を受け、「東京都薬物乱用対策推進計画（平成25年度改定）」を策定。危険ドラッグ対策を重点事項と位置づけ、規制、指導取締り、普及啓発の強化を明記</p> <p>○平成26年4月 薬事法改正により、指定薬物の所持・使用を罰則化</p> <p>○平成26年7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都条例改正により、知事指定薬物の所持・使用を罰則化 ・ 都内で発生した交通死亡事故の原因となった危険ドラッグの分析データを国に提供し、薬事法の規定に基づく初めての緊急指定に寄与 ・ 国、警視庁と連携した合同立入調査を初めて実施（都内全店舗68店を対象） ・ 国が危険ドラッグ乱用撲滅に向けた緊急対策を発表 ・ 動画等による緊急普及啓発を実施（街頭ビジョン、トレインチャンネル等）（～9月） ・ 「全国自治体危険ドラッグ対策推進会議」を開催（102自治体参加） <p>○平成26年8月 国と連携し、薬事法の規定に基づく検査命令及び販売停止命令を実施（～9月）</p> <p>○平成26年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察職員への立入調査権の付与等を盛り込んだ都条例改正（平成27年1月施行） ・ 危険ドラッグに対する「無承認医薬品」としての、薬事法の規定に基づく指導取締りを開始 <p>○平成26年11月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標語、ポスター、動画募集など若者と連携した普及啓発作品の表彰・活用開始 ・ 薬事法改正により、法律名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に改正 <p>○平成26年12月 医薬品医療機器等法改正により「検査命令・販売等禁止命令の拡大、広告中止命令や広域的な規制の導入、プロバイダへの削除要請、賠償責任の制限」等を規定</p> | |

| | | |
|--|--|------------------------|
| <p>の 経 過 こ れ ま で</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○平成 27 年 1 月～3 月 自動車教習所ビジョンで動画による啓発を実施 ○平成 27 年 6 月～平成 28 年 9 月 街頭ビジョン、トレインチャンネル、ホームページ等で人気アニメ「進撃の巨人」とタイアップした動画による啓発を実施 | |
| <p>現 在 の 進 行 状 況</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○規制 危険ドラッグの試買調査の実施や成分分析機器の整備等により、未規制薬物を迅速に指定する体制を整備（平成 28 年 4 月から平成 28 年 9 月までに新たに 7 薬物を指定し、条例制定以降延べ 105 薬物を指定） ○監視指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流通実態調査やビッグデータ解析、海外文献情報の収集（サイバー薬事監視）により、国内外で流行している製品・販売店舗や流通状況を把握 ・ 販売店舗への集中的な立入調査による違反品の排除、販売自粛の警告等を行った結果、都内販売店舗数は平成 27 年 7 月現在ゼロに（平成 28 年 9 月においても都内販売店舗数ゼロを継続中） ・ 試買調査を行った物品から指定薬物を検出したため、都民への危険性を周知するとともにこれら物品を販売しているインターネット販売サイトに対して販売自粛を行うように警告（平成 28 年 8 月 26 日プレス発表） ○普及啓発 インターネット（キーワード広告、啓発サイト）を通じた啓発の強化 | |
| <p>今 後 の 見 通 し</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○医薬品医療機器等法や条例を的確に運用し、警視庁や国と連携した指導取締りの強化を図る。 ○プロバイダー事業者等と緊密に連携し、危険ドラッグ販売サイトの閉鎖要請を実施していく。 ○国、警視庁、関係機関、地域の関係団体等と連携し、乱用防止啓発サイト「みんなで知ろう危険ドラッグ」の充実、ポスターの作成・掲示、繁華街イベント、街頭キャンペーン、動画広告等により、啓発活動を進めていく。 | |
| <p>問い合わせ先</p> | <p>福祉保健局 健康安全部 薬務課</p> | <p>電話 03-5320-4511</p> |